

国の修学支援新制度（給付奨学金と授業料・入学金減免）について

■ 概要

経済的理由で大学での学びをあきらめないよう、2020年4月から開始された国の支援制度です。日本学生支援機構の給付奨学金の対象となれば、授業料（新入生は入学金も）が減免対象になります。制度の詳細は、別冊「給付奨学金案内（日本学生支援機構作成）」をご覧ください。なお、新入生以外の方ですでに本制度に採用になっている方は、別途継続手続きをしているため、新たな申請は不要です。

2024年度新入生の方

- ・ 2024年4月入学者が4月（2024年9月入学者が9月）に申請し、採用された場合には、入学金の減免が適用されます。しかし過去にこの制度を利用している場合は減免されません。
- ・ 2023年度の高校在学中に日本学生支援機構に申請し、給付奨学金の採用候補者となっている方は、別の手続きとなります。「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」を提出し、所定の手続き（P22参照）により正式採用となります。

		給付奨学金（返還不要）				
対象者	学部生（1～4年生）で2024年4月以降在籍予定の方 ①学業成績等の要件、②家計に係る要件（収入・資産）、③その他の要件（大学等への入学時期等に関する要件、在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合））をすべて満たす必要があります。 「給付奨学金案内（日本学生支援機構作成）」にて、必ず確認してください。 ・ 学業等に係る基準の「標準修得単位数」の計算方法は、卒業所要単位数を4で割ったものに在籍期間（休学期間を含まない）をかけたものです。 【2019年度以前に、日本学生支援機構の旧制度の給付奨学生になった方は、新給付奨学金に採用になった場合、現給付奨学金は辞退となります。】					
家計基準に該当するかの目安	家計に係る要件のうち家計収入は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯が対象ですが、支援対象となる目安を確認することができます。4月申請者は前々年の収入、9月申請者は前年の収入で審査します。 ○進学資金シミュレーター https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/					
支援金額		給付奨学金（月額）		入学金減免 （入学時のみ）	授業料減免 （年額）	
	学校種	区分	自宅通学			自宅外通学
	私立大学	第Ⅰ区分	38,300円（42,500円）	75,800円	240,000円	700,000円
		第Ⅱ区分	25,600円（28,400円）	50,600円	160,000円	466,700円
		第Ⅲ区分	12,800円（14,200円）	25,300円	80,000円	233,400円
		第Ⅳ区分（多子世帯）	9,600円（10,700円）	19,000円	60,000円	175,000円
第Ⅳ区分（理工農系）		0円	0円	86,700円	233,400円	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分は世帯構成や年収などによって変わります。第Ⅰ区分は住民税非課税世帯が対象です。給付奨学金は奨学生本人口座に毎月振り込まれ、授業料減免は大学を通じて行います。 ・ 採用後も、年1回10月に、本人と生計維持者の前年収入をもとに支援区分の見直しがあり、秋からの支援について金額変更や対象外となる場合があります。 ・ 第一種奨学金の貸与は、支援区分により停止（貸与なし）または減額の制限を受けます。給付奨学金の支援開始月（在学採用の場合は4月か10月）に遡って受給済みの第一種奨学金は卒業後の返還総額に組み入れる形で返金となります。 ・ 生活保護（扶助の種類は問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表の（ ）内の金額となります。 ・ 国際文化学部2年生は授業料減免額が異なります。 						
支援期間	卒業までの最短修業年限（毎年12月～1月に継続手続きが必要となります。） 継続のための成績基準は「給付奨学金案内」を確認してください。					
振込日 （給付奨学金）	初回振込日（春申請の場合）：2024年6月11日（給付開始月は4月となり4～6月分を合算振込） 原則毎月11日に振込（振込日が金融機関の休業日の場合、休業日の前営業日に振込）					
申請時期	春の申請期限：2024年4月中旬 秋の申請期限：9月を予定					
推薦について	日本学生支援機構の推薦基準に基づき大学が推薦し、採否は機構が決定します。					
採否結果発表	法政大学情報ポータルサイトに掲載します（P32参照）。また、不採用者には、日本学生支援機構からの不採用理由が記載された通知を郵送します。					

■ 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金を受けている期間中に同時に受ける第一種奨学金の貸与は、支援区分により停止（貸与なし）または減額の制限を受けます。これを「併給調整」と呼びます。また、毎年10月の支援区分見直しにより支援区分が変更になり、第一種奨学金の貸与が復活したり、停止になったりする場合があります。詳細は「給付奨学金案内」を確認してください。なお、第二種奨学金（有利子）の貸与にはこのような制限はありません。



■ 自宅外月額の適用時期

給付奨学金の月額について、「自宅外通学」を選択していても、採用時は「自宅月額」で支給が開始となります。自宅外通学の証明書類が不備なく審査終了後（振込開始月から2～3カ月後）に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて支給されます。

■ 奨学生採用後の手続き

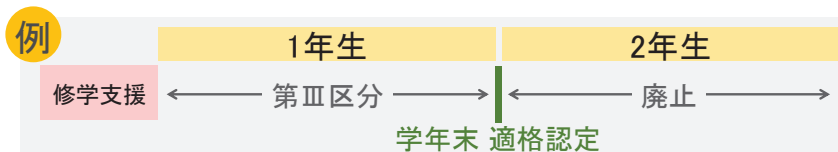
- ・ 年1回（12月）の継続願の提出と年2回（4・10月）の在籍報告が必要です。
- ・ 年2回（春学期分と秋学期分）の授業料減免継続願の提出が必要です。
- ・ 毎年10月の支援区分見直しの結果で支援対象外となると、奨学金は停止となり振込みが止まりますが、その場合でも在籍報告や継続願の提出は引き続き必要となります（下図参照）。
- ・ 翌年度の継続に向けた学業成績による適格認定の結果、給付奨学金と授業料減免が「廃止」となる場合があります（下図参照）。さらに学修意欲が著しく低いと認められる場合には、前年4月に遡っての給付奨学金の返金が必要となり、授業料減免も前年4月に遡って無効となるため、授業料の追加納入が必要です。

 **家計基準**
による適格認定 所得・住民税情報・資産



 **学業基準**
による適格認定 1年間の成績(GPA) 累積の修得単位数など

著しい成績不振は、返還が必要な場合も！



■ 授業料・入学金の減免

修学支援新制度に採用されると、支援区分に応じた授業料・入学金の減免（P9）が受けられますが、授業料・入学金の減免については、以下のように扱います。

いったん学費全額を納入してください

学費納入期限までには減免額が決定しません。そのため、いったん春学期（9月申請は秋学期）の学費全額を既に送付された学費振込依頼書で納入してください。採用決定後、減免額を還付します（還付時期は9月末・2月末頃を予定）。

学費納入期限までに納入できない場合

学費納入期限（春4月30日、秋9月30日）までにお振込みできない場合は、延納申請の手続き（詳細は大学HPを参照）をすることで、期限を春6月30日、秋11月30日まで伸ばすことができます。

除籍通知対象となる場合

延納申請の有無に関わらず、春6月30日、秋11月30日時点で未納の方には、大学より除籍通知が郵送されますが、除籍取消期限までに学費を納入し、所定の手続きをした場合に限り、除籍取消ができます。採用時点で学費未納の場合、授業料減免額を適用した春学期（9月申請は秋学期）学費振込依頼書を大学から郵送しますが、送付時期が不確定なため、余裕をもって事前に学費全額を納入されることをお勧めします。